実地研修の実施要件・手続きについて

Ⅰ 実地研修実施機関となる要件について

実地研修実施機関として実地研修を受託しようとする施設・事業所等については、以下の要件を整備すること。

1 利用者の同意について

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、たんの吸引等の実地研修の実施と貴事業所等の組織的対応について施設長・管理者から説明を行い、介護職員が当該行為について実習を行うことについて、利用者から同意を得、**同意書**を作成すること。

2 医療関係者による的確な医学管理について

(1) 配置医又は貴事業所等と連携している医師から指導看護師に対し、**指示書等書面による必要な指示**があること。
(2) 指導看護師の指導の下、介護職員が実習を行うこと。
(3) 配置医又は貴事業所等と連携している医師、指導看護師及び介護職員の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画を記載した**実施計画書**を作成すること。

3 実地研修におけるたんの吸引等の水準の確保について

(1) 実地研修においては、県又は登録研修機関が実施する「指導看護師養成研修」、平成 23、24 年度厚生労働省指導者講習又は「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第３号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した看護師（以下「指導看護師」という。）が、「介護職員基本研修」を修了した介護職員を指導すること。
(2) 利用者に関するたんの吸引等の行為について、配置医又は貴事業所等と連携している医師、指導看護師及び介護職員の参加の下、技術の手順書を整備すること。

4 施設・事業所における体制整備について

(1) 施設長・管理者が最終的な責任を持って安全確保のための体制の整備を行うため、施設長・管理者の統括の下で、関係者からなる安全委員会を設置すること。
(2) 施設長・管理者、配置医又は貴事業所等と連携している医師、主治医、指導看護師及び介護職員が情報交換を行い、連携を図れる体制を整備すること。
(3) 喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書を整備すること。
(4) 指示書や指導助言の記録、実施の記録を作成し、適切に管理・保管すること。
(5) ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長・管理者、配置医又は貴事業所等と連携している医師、指導看護師及び介護職員の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。

(6) 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされるとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は貴事業所等と連携している医師、指導看護師と連絡できる体制を構築すること。
(7) 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

5　地域における体制整備について
医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

6　実地研修における安全の確保について
(1) 施設長・管理者は、実地研修中の行為についても対象としている**損害賠償保険に加入**する等の適切な対応をとること。
(2) 実地研修において事故が発生した場合は、施設長・管理者は速やかに指導を行っている医師、指導看護師等に報告し、適切な処置を講ずること。また、その状況を国際医療福祉大学、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずること。
(3) 施設長・管理者は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(4) 施設長・管理者は、実地研修での利用者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう介護職員への周知徹底を図ること。

7　業務規程の整備
上記１～６について定めた業務規程を整備し、関係者に徹底すること。

Ⅱ　実地研修実施機関の手続きについて
【提出書類】

別紙「喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」
及び下記書類①～④を介護職員基本研修修了までに提出する。

①　定款または寄付行為及び登記事項証明書
②　業務規程
③　指導看護師名簿
　（添付書類）
　・指導看護師養成研修修了証明書の写し
　・指導看護師履歴書
　・看護師資格免許証の写し
④　研修機器及び参考図書等一覧

【提出先・連絡先】
〒324-8501　栃木県大田原市北金丸 2600-1
国際医療福祉大学　事務局総務課　喀痰吸引等研修　担当宛